

6月27日（第3日）

6月27日(金)第3日 午前10時00分開議

出席議員

1番	宮下成美	2番	笥本語
3番	上本雄一郎	4番	平本美幸
5番	美濃英俊	6番	古居俊彦
7番	長坂実子	8番	岡野数正
9番	平川博之	12番	上松英邦
13番	吉野伸康	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	酒永光志

欠席議員

沖也寸志 沖元大洋

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	土手三生	副市長	大濱清
教育長	岡田學	総務部長	奥田修三
企画部長	畑河内真	危機管理監	速山政治
市民生活部長	猪垣英治	福祉保健部長	山田浩之
産業部長	佐野数博	土木建築部長	東埜泰二
教育部長	矢野圭一	消防長	米田尋幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	仁城靖雄
議会事務局次長	奥村克希
事務局専門員	流田洋充

議事日程

- |      |        |  |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第32号 | 江田島市職員の育児休業等に関する条例及び江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第2 | 議案第34号 | 江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について          |
| 日程第3 | 議案第35号 | 江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について   |
| 日程第4 | 議案第36号 | 江田島市旅客船設置及び管理条例の一部を改正する条例案について                           |
| 日程第5 | 議案第39号 | 市有財産の有償譲渡について  |
| 日程第6 | 議案第41号 | 公の施設の指定管理者の指定について  |

- 日程第 7 議案第 37 号 江田島市水産交流施設設置及び管理条例の一部を改正  
する条例案について
- 日程第 8 議案第 40 号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第 9 議案第 42 号 令和 7 年度江田島市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 発議第 2 号 介護・障害福祉分野の従事者の処遇改善及び経営安定  
化を求める意見書案について
- 日程第 11 議員派遣について

開会（開議） 午前10時00分

- 議長（酒永光志君） 改めましておはようございます。  
ただいまから、令和7年第2回江田島市議会定例会、第3日を開きます。  
ただいまの出席議員は14名であります。  
沖議員、沖元議員から欠席する旨、届出がありました。  
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

- 議長（酒永光志君） 日程第1、諸般の報告を行います。  
議長報告を行います。  
江田島市議会請願・陳情取扱要領第18条に基づく陳情の審査結果については、お手元に配付した陳情結果報告書のとおりでございます。  
以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第32号～日程第7 議案第41号

- 議長（酒永光志君） この際、日程第2、議案第32号 江田島市職員の育児休業等に関する条例及び江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてから、日程第7、議案第41号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの6議案を一括議題とします。  
本件は、総務文教常任委員会に付託となっていたものであります。  
よって平川総務文教常任委員長の報告を求めます。  
平川総務文教常任委員長。  
○9番（平川博之君） おはようございます。  
それでは、総務文教常任委員長報告を行います。  
令和7年6月27日、今定例会において、総務文教常任委員会に審査付託となりました議案6件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。  
本委員会では、去る6月19日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。  
議案第32号 江田島市職員の育児休業等に関する条例及び江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第34号 江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第35号 江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第39号 市有財産の有償譲渡について、議案第41号 公の施設の指定管理者の指定については、審査の結果、いずれも全員一致をもって、原案のとおり可決してよいものと決しました。

また、議案第36号 江田島市旅客船設置及び管理条例の一部を改正する条例案については、審査の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決してもよいものと決しました。

審査の過程において、委員から述べられた主な意見を申し上げます。

議案第36号 江田島市旅客船設置及び管理条例の一部を改正する条例案については、運賃改定は航路維持のために必要と考えますが、市は、市民が将来にわたり安心して航路を利用できるよう、料金の安定確保に責任ある姿勢を示すべきです。具体的には、5年間の指定管理期間中に料金が再改定されないよう、指定管理者へ徹底した企業努力を促すとともに、燃料高騰など不測の事態においても、市は具体的な対応策を市民に説明し、持続可能な航路運営に取り組むよう求めます。

議案第39号 市有財産の有償譲渡について、有償譲渡の対象外である旧大柿高校分校が用途指定として事業計画に含まれることは、契約の統合性に疑問を抱かせ、事業全体に対する不信感や不透明感を抱く原因となります。紛らわしい表現や誤解を招くような記述は行政の透明性を損なうものであり、市は市民に対し、より明確で分かりやすい情報提供を行うよう努めてください。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後、十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（酒永光志君） これをもって、平川総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡野議員。

○8番（岡野数正君） 今、委員長報告の中で、委員会において、全ての議案が全員一致で可決したというふうにおっしゃいましたけれども、恐らく、この議案の中で賛成多数というのはあったと思うんですが、全員一致は多分なかったと思いますが、この点はいかがでしょう。

○議長（酒永光志君） 平川委員長。

○9番（平川博之君） 先ほど委員長報告を行いました中で、議案第36号と議案第39号については、ここを読んだのは賛成多数をもってということで、一部という、全員じゃないという意味です。その前の議案に関しては、全員一致ということで確認しております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 暫時休憩とします。

（休憩 10時08分）

（再開 10時08分）

○議長（酒永光志君） 休憩を解きます。

○9番（平川博之君） すみません、ちょっと発言を撤回して、議案第36号 江田島市旅客船設置及び管理条例の一部を改正する条例案については、賛成多数をもってということでございます。

以上です。

○議長（酒永光志君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより、それぞれの議案について討論と採決を行います。

議案第32号 江田島市職員の育児休業等に関する条例及び江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 江田島市旅客船設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

これより討論を行います。

討論の通告が提出されておりますので、順次発言を許します。

6番、古居俊彦議員。

○6番（古居俊彦君） 6番議員の古居俊彦でございます。

今回の条例については、はっきり言ってほかの航路との比較で単純に値上げしてよいとは思っておりませんので、反対とさせてもらいたいと思います。

中町／宇品航路については、各種路線が多い中、唯一公営船として存続しており、能美の旅客線については、能美町民の思いが詰まっております。今さらのこととなりますが、旅客船は広島市への通学・通勤などに利用される必要不可欠の交通手段であり、低運賃、スピード化、快適性、そして何よりも安全性を求めており、能美町民の共通の思いであります。

これらの思いから、昭和23年に高田村、中村、鹿川村、三高村により公営船として内能美交通船組合が設置されて始まっております。それまでは番船とか民間の船舶などが主流でしたが、以来、公営の定期航路となりました。この後、三高村は脱退しますが、昭和30年に能美町に合併まで、交通部として町民の広島市との交通の利便性を図っておりました。オイルショックなどの苦難の歴史を乗り越え、また、交通問題についても航路問題についても何度も揉めていることもありました。その都度解決していき、現在の中町／宇品航路として至っております。

昭和39年からは、車社会に対しフェリーボートを導入しますが、さらなるスピード化、安全性、低運賃化を図るため、高速船の運行に移行してきました。平成6年にはフェリー4隻、高速艇4隻を所有しておりましたが、今の波が少ない双胴船もこの頃からはなっております。かつて、合併前は病院に通うための船舶料金を補助として出していたときもありましたが、それもなくなっており、町民としてますます不便になっております。

一方で、港の整備が充実し、駐車場問題、港までのアクセスなどは満足のいくものとなってきております。人口減少による定期旅客線の減少は仕方ありませんが、市では交通政策の重点課題として海上交通の充実を図ってきております。昨今の燃料の高騰も理解しますが、交通船の運営を民間に丸投げだけでなく、公営船として経営努力を検討していただきたいと思っております。

中町／宇品航路の旅客船については、低運賃、スピード化、快適性、安全性、これら4本の柱を中心に運営は行われてきました。これ以上スピード化を望むわけではありません。そろそろ頭打ちだと思っております。快適性も充実しております。安全性については言うまでもありません。低運賃、こちらについてはどうでしょうか。検討の余地はないでしょうか。

令和5年度に新造船も就航したばかりですが、本年度、さらにもう1隻新造船を追加するという事になっております。これでは、新しい船を卸すためにお金が必要なので、料金に上乘せしますといったことになってしまっているのではないのでしょうか。再度、この低運賃について考えていってほしいと思います。

以上により、私は、今回は料金の値上げに対しては反対の立場を取らせていただきたいと思います。

○議長（酒永光志君） 次に、12番、上松英邦議員。

○12番（上松英邦君） 12番議員、上松英邦は、ただいま上程されております議案第36号 江田島市旅客船設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、賛成の立場で討論に参加し、その理由について意見を述べさせていただきます。

改正の趣旨は、中町／宇品航路の収支均衡を保ち、地域住民にとって欠かせない生活交通を将来にわたり確保するため、次期指定管理期間、令和7年10月1日から令和12年9月30日の利用料金を改定するものです。利用料金は、現在の980円から1000円アップの1,080円としています。

高速船による宇品と江田島間の航路は、ほかに小用／宇品航路があり、その料金は改定額と同額の1,080円です。運行距離は小用／宇品航路が片道12.9キロメートルに対し、中町／宇品航路は15.9キロで3キロメートルほど運行距離が長く、これを見ても、中町／宇品航路は割安感があると思います。

また、使用船舶も中町／宇品航路については市で造船した船舶であり、本市の海上交通7航路4事業者の中で恵まれた航路であると思います。料金を改訂しなければ5年間で約1億3,200万円の赤字が見込まれ、年間2,715万円の指定管理料を指定管理者に支払うこととなります。

このようなことから、今回の料金改定はやむを得ないものと解し、本議案に対する私の賛成討論といたします。

○議長（酒永光志君） 次に、4番平本美幸議員。

○4番（平本美幸君） 4番議員、平本美幸です。

私は反対の立場で討論いたします。

まず、中町／宇品航路は市が管理する航路であり、指定管理者である民間事業者に運行を委託している公共交通です。船舶の建造費は市が負担し、事業者には無償で貸与されています。

この航路は、昭和24年頃に地域住民の努力と協力により運行の権利を得てスタートし、その後、昭和30年に旧能美町に引き継がれ、さらに、4町合併後は江田島市に引き継がれているという長い歴史があります。つまり、この航路は単なる民間の営利を目的としたものではなく、市民の生活を支える公共インフラとして、また、海上の生活道路として道路と同等の公共性があり、これまで行政が主導的かつ積極的に関与してきた経緯があります。船舶の建造には江田島市の全市民の税金が使われているため、市全体の共有財産とも言える存在です。

そうした中で、今回の条例案は、事業者からの提案に基づき、さらに、その利用者に追加の負担を求めるものとなっています。これは、本来あるべき公共交通の在り方とし

て慎重な議論が必要であり、市民の声を聴くことも大切ではないでしょうか。

現在も、多くの市民がこの航路を利用して広島市内への通勤・通学・通院を日常的に行っており、暮らしに欠かせない移動手段となっています。利用料金が上がることで、交通費の増加を理由に、島外への就職や通学・通院が難しくなるケースも懸念されます。特に企業の交通費負担の上限などから、雇用の機会そのものが狭まる恐れすらあります。

また、値上げは通学・通院にも大きく影響し、とりわけ子育て世代や若年層の定住を妨げる要因にもなりかねません。江田島市に住み続けたい、あるいは住んでみたいという人たちにとって利便性と費用のバランスは非常に重要であり、こうした視点が、今回の条例案において十分考慮されていないと思われまます。

料金の見直しに際しては、地域の声を聞くという取組を行ってからも十分に検討することができたのではないのでしょうか。公共の航路だからこそ、市民に寄り添い、市民の暮らしの目線に立って、市としての責任を果たすべきです。

公共交通の維持には一定のコストがかかることは理解していますが、料金の追加負担を利用者の自己負担に頼る姿勢には疑問があります。

市は、補助制度の活用や利用促進策との組合せに加え、何よりも定住促進の観点を最優先とし、市民の暮らしに寄り添った施策を行うべきであると考えます。

以上のことから、江田島市旅客船設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、私は反対いたします。

○議長（酒永光志君） 次に、14番、浜西金満議員。

○14番（浜西金満君） 14番議員、浜西金満は、ただいま上程されております議案第36号 江田島市旅客船設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、賛成の立場で討論に参加し、その理由について意見を述べさせていただきます。

江田島市と本土をつなぐ生活航路は7航路4事業者、（1事業者は休止中）があり、それぞれの航路で料金や運行形態も違い、フェリー航路あり、高速船航路あり、また、運行距離の違いもあります。江田島から広島宇品港へのフェリー航路は三高／宇品、切串／宇品の2航路があり、運行距離から考えると、その運賃は均衡しています。

しかし、中町から宇品、小用から宇品の高速船2航路については、中町から宇品間15.9キロメートルの運行距離で料金が980円、小用から宇品間は12.9キロメートルの運行距離で1,080円と、運行距離が3キロメートルほど短いにもかかわらず、料金は100円高いのが現状であります。

江田島市は、江能4町が合併しまして20年が経過しました。これまでに1市4制度の解消や各種制度の相違点の解消に努め、江田島市の制度として確立してきたところでございますが、航路料金についてはこれが現状であります。

この条例の改正の趣旨は、中町／宇品航路の収支均衡を保ち、地域住民にとって欠かせない生活交通を将来にわたり確保するため、次期指定管理期間、令和7年10月1日から令和12年9月30日の利用料金を改定するものとあります。

料金を改定しなければ、5年間で約1億3,200万円の赤字が見込まれ、年間2,715万円の指定管理料を指定管理者に支払うこととなります。海上交通における料金の公平感の確保からも、今回の料金改定はやむを得ないものとして考え、本議案に対す

る私の賛成討論といたします。

○議長（酒永光志君） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 市有財産の有償譲渡について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第37号～日程第9 議案第40号

○議長（酒永光志君） この際、日程第8、議案第37号 江田島市水産交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、日程第9、議案第40号 市有財産の無償譲渡についての2議案を一括議題とします。

本件は、産業厚生常任委員会に付託となっていたものであります。

よって、長坂産業厚生常任委員長の報告を求めます。

長坂産業厚生常任委員長。

○7番（長坂実子君） それでは、産業厚生常任委員長の報告をいたします。

今定例会において、産業厚生常任委員会に審査付託となりました議案2件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月20日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第37号 江田島市水産交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、議案第40号 市有財産の無償譲渡については、審査の結果、いずれも全員一致をもって、原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、委員から述べられた主な意見を申し上げます。

議案第37号 江田島市水産交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案については、長瀬海浜施設の釣り場施設を廃止するというものです。長瀬海岸に釣り場施設が設置されたのは平成元年10月のことです。最盛期には年間500人弱の利用客があり、釣り場施設の使用料については能美海上ロッジが徴収していましたが、平成29年3月の能美海上ロッジ閉館以降、料金徴収が困難になりました。しかし、使用料を定めた現行条例を改正することなく、運用上、無料開放し続けてきたとのことでした。

そうした中、昨年夏、釣り場施設への渡橋部分が強風により崩壊し、海中に転落したため、釣り場施設に渡橋することができなくなりました。利用が低迷する中、更新費用や維持管理費用を考慮し、施設の廃止をするとの判断自体は妥当と認めるところですが、これまでの間、釣り場施設が適切に管理されてきたとは言えず、事故につながりかねない状態にあったと言わざるを得ません。

市が管理する老朽化した施設はほかにも多くあると思われますので、事故を招くことがないように、日頃からの施設点検に一層努めてください。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（酒永光志君） これをもって、長坂産業厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより、それぞれの議案について討論と採決を行います。

議案第37号 江田島市水産交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

本案に対する委員報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 市有財産の無償譲渡について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第10 議案第42号

○議長(酒永光志君) 日程第10、議案第42号 令和7年度江田島市一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件は、予算決算常任委員会に付託となっていたものであります。

よって、上松予算決算常任委員長の報告を求めます。

上松予算決算常任委員長。

○12番(上松英邦君) 今定例会において、予算決算常任委員会に審査付託となりました議案1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、付託された議案について二つの分科会に委嘱し、6月19日に総務文教分科会、6月20日に産業厚生分科会を開催し、担当部長等の出席を求め慎重に審査いたしました。

議案第42号 令和7年度江田島市一般会計補正予算(第1号)については、本日開催の予算決算常任委員会における審査の結果、いずれも全員一致をもって、原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

今年度から新たにデジタル活用推進事業債が始まり、事業費の90%が借入れ可能とのことでした。今後も安定した歳入確保の取組を検討し、持続可能な財政運営を目指していただきたい。

荒代栈橋撤去工事費3,182万8,000円の補正予算は、令和7年4月に栈橋の

渡橋の一部が落下し、早急にチェーンの補修が必要となったものの、栈橋自体の老朽化もあり、江田島漁協との協議の結果、栈橋を使用しなくても漁業に支障がないためチェーン補修を行わず、栈橋自体を処分するという内容でございます。

荒代栈橋は平成18年11月、広島県との賃貸借契約の締結により、市の負担により処分することがあらかじめ取り決められていたため、このたび、全額市の負担で撤去工事を行うこととなっています。

今回の事案と同じような形で、県と同様の契約をしている県有の水産関係施設があるかどうかは把握できていないとのことですが、もし存在するとなれば、その修繕や撤去に当たり、本市が多額の負担をすることが想定されます。市内にある水産関係施設を改めて確認していただくよう求めます。

一次産業が基幹産業である本市にとって、水産関係施設の維持管理は今後の大きな課題です。農林水産課が所有する市有の水産関係施設だけで108あるとのこと。将来を見据え、着実に取組を進めるよう求めます。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（酒永光志君） これをもって、上松予算決算常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論と採決を行います。

議案第42号 令和7年度江田島市一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程第11 発議第2号

○議長（酒永光志君） 日程第11、発議第2号 介護・障害福祉分野の従事者の処遇改善及び経営安定化を求める意見書案についてを議題とします。

直ちに提出者からの趣旨説明を求めます。

宮下成美議員。

○1番（宮下成美君） それでは、提案理由を述べさせていただきます。

発議第2号 令和7年6月27日。

江田島市議会議長 酒永光志様。

提出者 江田島市議会議員 宮下成美。

賛成者 江田島市議会議員 岡野教正。

賛成者 江田島市議会議員 美濃英俊。

賛成者 江田島市議会議員 笥本 語。

介護・障害分野の従事者の処遇改善及び経営安定化を求める意見書案についてです。

上記の議案を別紙のとおり、江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

本意見書は、我が国の急速な高齢化及び人口減少の進行に伴い、地域における介護及び障害福祉サービスの重要性が日増しに高まっている中で、その基盤を支える職員の処遇改善と事業運営の安定化を国に対して強く求めるものであります。

現在、介護職員及び障害福祉従事者の賃金水準は、他産業と比べて依然として低く、苛酷な労働環境と釣り合っていないという指摘が続いております。特に地方部や本市のような島しょ部では慢性的な人材不足に加え、通勤定着環境の厳しさ、事業者の経営安定の困難さなどが重なり、必要なサービスの継続が危ぶまれる状況も見受けられます。

さらに、昨今は物価上昇や最低賃金の引上げが続く中で、制度上の基本報酬がそれに追いつかず、現場では、人件費や運営コストの上昇が経営の継続性に直接的な影響を及ぼしております。

介護・障害福祉は、地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの確立に不可欠なインフラであります。その持続可能性を支えるには、処遇改善加算のような限定的な措置だけでなく、制度の根幹である基本報酬自体の在り方を、国において早急に見直していただく必要があります。

以上の認識の下、国に対し、次期制度改正及び予算編成において責任ある対応を求める意見書を、地方自治法第99条に基づき提出するものです。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣でございます。

議員各位の御理解と御賛同を賜りますよう、何とぞよろしく申し上げます。

○議長（酒永光志君） 以上で趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 1 2 発議第 3 号

○議長（酒永光志君） 日程第 1 2、発議第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書案についてを議題とします。

直ちに提出者からの趣旨説明を求めます。

平川博之総務文教常任委員長。

○9 番（平川博之君） 発議第 3 号。

令和 7 年 6 月 2 7 日。

江田島市議会議長 酒永光志様。

提出者 総務文教委員会委員長 平川博之。

地方財政の充実・強化を求める意見書案について、上記の議案を別紙のとおり、江田島市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣です。

内容については、別紙のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 以上で趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 1 3 議員派遣について

○議長（酒永光志君） 日程第 1 3、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

地方自治法第 1 0 0 条第 1 3 項及び会議規則第 1 6 0 条の規定により、配付しておりますとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、そのように議員を派遣することを決定いたしました。

ただいま決定した派遣内容につきましては、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、派遣内容の変更をする場合は、議長に一任することに決定をいたしました。

## 閉 会

○議長（酒永光志君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これで、令和7年第2回江田島市議会定例会を閉会します。

皆様、御苦労さまでした。

（閉会 10時49分）

地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員